

国税 収納金 資金 整 理 資 金 (納付書)		給与所得・退職所得等の 所 得 税 徴 収 高 計 算 書		領収済通知書		(記入例) ￥ 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0					
32391		令和 年度 0 7		税務署名 酒田 税務署		税務署番号 0 0 0 4 0 5 9 6		税務署使用欄 1 1 0		整理番号 ● ● ● ● ● ●	
区分 俸給・給料等 (01)		支 払 年 月 日 令和 年 月 日 0 7 0 7 3 1 ~ 1 2 3 1		人 賞 人 慶 百 十 人 慶 6		支 給 額 支 給 額 6 0 0 0 0 0		支 給 額 支 給 額 4 3 2 0			
損金処分賞与 (02)		0 7 1 2 1 0 ~ 1 2 1 0		1		2 0 0 0 0 0				8 1 6 8	
日雇労務者の 賃金 (06)											
退職手当等 (07)											
税理士等の 報酬 (08)											
益金処分賞与 (03)											
同上の支払 確定年月日											
国 庫 金		住 所 (所在地)		(電話) 〇〇 - 〇〇〇〇		年末調整による 不足税額(04)					
徴 収 義 務 者		酒田市光ヶ丘二丁目 2-36				年末調整による 超過税額(05)		▲ 2 4 9 7 6			
納 期 特 別 分		氏 名 (名 称)		国 税 太 郎		本 税		0			
摘要		年末調整控除未済額 12,488円				延 滞 税					
						合 计 額		¥ 0			
						年末調整による超過税額 24,976円		下期の給与・賞与に係る源泉所得税額 (4,320円 + 8,168円) = 12,488円			
						※翌年2月までの源泉所得税で扣扱できない場合は、東農支が運					

【令和7年分以降の給与所得控除】		給与所得控除額
給与の収入金額	改正後	改正前
162万5,000円 以下		55万円
162万5,000円超 180万円 以下	65万円	その収入額 × 40% - 10万円
180万円超 190万円 以下		
190万円超 360万円 以下		その収入額 × 30% + 8万円
360万円超 660万円 以下		その収入額 × 20% + 44万円
660万円超 850万円 以下		その収入額 × 10% + 110万円
850万円超	195万円(上限)	

※ 給与の収入額190万円超の場合の給与所得控除額に改正はありません。

(例) ⑦ 1,600,000円 - 控除額 650,000円 = ⑨ 950,000円

【令和7年分以降の基礎控除額】		基礎控除額	
合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額)※		改正後	改正前
132万円以下 (200万3,999円以下)	95万円	令和7・8年分	令和9年分以後
132万円超 336万円以下 (200万3,999円超 475万1,999円以下)	88万円		
336万円超 489万円以下 (475万円1,999超 665万5,556円以下)	68万円		
489万円超 655万円以下 (665万円5,556超 850万円以下)	63万円		
655万円超 2,350万円以下 (850万円超 2,545万円以下)	58万円	58万円	48万円

※ 特定支出控除や所得金額調整控除の適用がある場合には、表の金額と異なります。

令和7年度 下期源泉所得税 納付期限:令和8年1月20日(火)迄
※JA窓口は1/15(木)迄